

2023年度事業計画

1. 法人運営について

シェアハウスを拠点として、その他の住まいや生活相談を受けてきた実績を生かし、2020年度から居住支援法人としての業務をスタートさせた。現在は火曜～金曜の午前10時～午後3時、土日の午前10時～午後6時の電話相談体制を敷くほか、月1回のスタッフミーティングを行っている。研修体制の充実など、より一層の相談体制の強化を図りたい。

イベントは、今年度はグループホームの開設に伴い、従来の月1回開催から月3、4回の開催へと充実させる。第一日曜日はタイ式ヨガであるルーシーダットン、第二日曜日はランチづくり、第四日曜日は庭づくり、不定期で手作りワークショップと味噌づくりを実施している。これらの活動を通じて、シェアハウスの入居者、グループホームの入居者、家族、地域住民と一緒に活動できるインクルーシブな場づくりを目指す。

また、昨年12月から障害者総合支援法に基づく居宅介護、同行援護、重度訪問介護事業を実施しており、7月からは大泉学園町4丁目にて障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業を開始して、様々な方法により、誰もが地域で楽しく暮らすためのサポート事業を展開している。

2. 共同住宅の賃貸管理・生活支援・相談事業について

入居者は現在、3世帯3名である。入居相談は継続してあるが、今後さらに周知を進めていきたい。

入居者への支援については、日常生活の支援（夕食の補助、見守り、相談）を行なっているが、障害の重い人、高齢の人が増えることを想定し、食事提供の充実を図っていく。

3. 地域住民に対する生活支援・相談事業

現在3名のスタッフ体制で実施している。

居住支援法人の周知、啓発活動を実施するとともに他の先駆的な取り組みを学び、体制整備を行う。

また、スタッフ研修体制の構築など、担い手の育成を進める。

4. コンサート・上映会・講演会など啓発イベントの企画・運営

継続して実施している庭ワークショップに加え、ルーシーダットン（タイ式ヨガ）、ランチづくり、手作り、味噌づくり等、月3～4回のイベントを実施し、シェアハウスやグループホームの入居者と地域の人の交流の場づくりを進める。

5. 障害者総合支援法に基づく事業

2022年12月指定を受けた居宅介護、同行援護、重度訪問介護の事業を継続しつつ、今後、移動支援事業の開始の検討を進める。

7月1日に大泉学園町4丁目において共同生活援助、短期入所事業の指定を受けた。利用定員7(うち1は短期入所を想定)のうち、7月現在男性3名の利用者が入居している。女性3名の利用促進を図るとともに、今後短期入所事業を開始する。

埼玉県内にて新規事業として障害者総合支援法に基づく短期入所事業の実施をする。